

業務再点検の結果について

昨年11月に行われた「農林水産省の業務の総点検の結果」について、農林水産省改革チームから「農林水産省の大部分の部署が、国民視点という観点からは、様々な問題を抱えている」との指摘を受けました。

この指摘を重く受け止め、改めて全職員の参画の下、各々の業務が、「国民視点に立って業務を行っているか」、「国民の健康を守るという視点で業務を行っているか」等の観点から、昨年11月のアンケート表を用いて再点検を実施しましたので、その結果を公表します。

※業務再点検の結果について

本点検結果様式中の「対応」の欄は、設問に対する回答を「はい」は「○」、「いいえ」は「×」で標記したものであり、対応の十分さを示すものではありません。

なお、最後の設問「食の安全に関する業務とされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか」については、可能性のある業務がある場合の回答は「○」、ない場合の回答は「×」となっておりますので、ご注意ください。

業務再点検結果報告

部署名	近畿中国森林管理局
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	一般の方から国有林に対するご意見を伺うため、国有林モニターを公募し、モニターを対象とした現地見学会や意見交換を実施するとともに、定期的に地元市町村長等との意見交換の場を設け、国民の意見を国有林の管理経営等に反映させるよう努めている。 重要な緊急情報を、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。また、ホームページ上において、国民の皆様からご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。 国有林モニター会議や定期的な地元市町村長との意見交換等において局の取組みを説明し、ご意見を反映させるよう取り組んでいるところである。 また、民有林・国有林が連携した森林共同施業団地の取組みや、20年8月に作成した「低コスト路網生産システム導入方針」に基づく取組みを普及定着させるために、民有林関係者にも幅広く声をかけた現地検討会や管内府県の民有林担当者の参加による流域管理調整官との合同会議を開催している。 今後とも、各府県や関係者と団地化可能箇所等の検討や必要に応じて森林管理局での会議等の開催により、団地化の取組を推進するとともに、「低コスト路網生産システム導入方針」に基づく取組を普及定着を推進していく。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。 食の安全に関する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないか）。		—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。		—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。		—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。		—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名		石川森林管理署		
部署の業務内容		国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等		
項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	毎年開催している、国有林野等所在市町長有志協議会の場において、意見交換会を行うとともに、木材需給に係る各種会議や地元の区長さんを招集し、海岸線の保護・整備についての情報提供と意見交換会等を実施し、広く意見を聴くなどの取組みを行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	地域からの要請等において重要な案件については、上局にも報告するなどし、署において回答できる案件については、速やかに回答しており、特に問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	加賀海岸自然休養林及び安宅林風景林は優れた景観を有し、市民の散歩の場として訪れる市民が多いため、老朽化した案内看板等を分かりやすい看板に取り替えるなどの、国有林野のPRに努めている。また、民有林直轄治山事業では、治山事業の重要性及びその効果について理解してもらい、国民目線からの意見を聴くために治山現場見学会等を実施するなどの取組みを行っている。水源かん養機能の高度発揮や、野生動植物の保全の場として、自然に優しい森林づくりを目指し、国民に対して国有林野の取組方針等を分かりやすく説明するよう取り組んでいく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	県産材の利用促進を進める中で、国有林からの林産物の安定的・持続的な供給が求められており、間伐の促進等を図ることにより、地域産業の振興に寄与している。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	業務の見直し	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—		
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に備っていないか）。	—		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	福井森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>年に一度地元市町長等との意見交換の場を設けるとともに、上・下流の関係者により定期的に開催される流域森林・林業活性化協議会において、地域ニーズの把握や国の施策の紹介等を行っている。</p> <p>重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに署長と相談して速やかに対応しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。</p> <p>署の取組については、ホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般者の興味をひく内容とは言い難いため、今後は親しみやすく工夫を図っていく。 また、緑の回廊や保護林など貴重な自然の保全のため、そこを訪れる登山者等に対して巡視員等が署の取組の説明を行っており、今後一層の理解に努める。</p> <p>国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。</p>
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<p>食の安全に関する事項はなかった。</p>
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	-		
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-		
	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	三重森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	関係機関と連携し、小学校を中心とした森林環境教育の実施、ホームページでの情報の提供を行うと共に、地域管理経営計画の策定時等の機会を通じて広く国民の意見を聴くなどの取り組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に把握・対応し、局幹部や林野庁に伝達する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	県との「森林環境の保全・整備連絡調整会議」、市町との「国有林野等所在市町村長有志連絡協議会」等で事業説明を行い、出された意見等については適切に反映している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与すると共に、消費者の需要にも応えることに繋がっている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	南伊勢計画区内の二ホンジカ被害対策に、国有林も積極的な対応をお願いします。 地域の協議会に参画し、防護柵の設置等に連携して取り組んでおり、今後、更に積極的に取り組んで行く。

業務再点検結果報告

部署名	滋賀森林管理署
部署の業務内容	滋賀県内の国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	管内の国有林野所在市町長から意見を聞くとともに、一般から公募する国有林モニターからの意見を聞くなどの取り組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民から寄せられた重要な情報は速やかに上司に報告する方法が決められている。個別案件で署で対応できる事案については迅速に対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	管内の国有林野所在市町長に当年度の事業について説明するとともに、市町長等地元から出された要望等には適切に対応している。また、森林に関心あるボランティア団体等と協定を結び森林と触れ合う場を積極的に提供している。このほか、自然休養林内の遊歩道に消防署と連携してコールポイントを設置し、利用者が安心して利用できるように努めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	滋賀県の国有林は琵琶湖の水源にもなっており、水源かん養等森林の公益的機能を重視した管理経営を進める中で、森林整備の一環として間伐にも継続的に取り組んでいる。これから生産させる間伐材は地域材として供給しており、これは地域産業の振興とともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	京都大阪森林管理事務所
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元関係者との密接な連携により京都東山国有林の森林整備に取り組み「京都伝統文化の森推進協議会」の設立・運営、其面国有林を対象とする地元市民団体との定期的な会合の開催、学校等による森林環境教育への協力、京都モデルフォレスト運動との連携などに取り組んでいる。 重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 国民の皆様から寄せられる国有林に対する要望等についてはできる限り早く回答し、対応可能な案件については速やかに処理すべく取り組んでいる。 京都東山の国有林については、地元関係者との連携により「京都伝統文化の森協議会」を設置して、森林整備の方向について議論を進めている。其面国有林についても、地元市民団体と定期的な会合を持つことにより、意見交換に取り組んでいる。意見交換会等で出された意見に即答ができない場合には、ポイントを整理した上、早期に回答している。 また、カシノナガキクイムシ被害木処理等事業実施の際には、プレスリリースの発出や地元関係者への説明を行った上で実行している。今後も、HPやメールニュースを通じて、事業の目的や効果について、きめ細かな情報提供を行う。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。 食の安全に関する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		-	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。		-	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。		-	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		-	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		-	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		-	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。		-	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
京都東山の国有林ではシイが優占しつつあり、京都の景観にふさわしくないのではないか。	東山国有林の取扱いについては、地元関係者の参画による協議会を設置して、専門家の意見も聴取しつつ、議論を進めている。
森林整備事業の一般競争入札について、郵便入札を認めるべき。	現在、庁舎の耐震改修工事のため、駐車場が使用できないことから、一時的に郵便入札を認めることとした。

業務再点検結果報告

部署名	兵庫森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域イベントへの参加、森林教室、「ゆうゆうの森」の設定、自然教育活動への協力等情報・フィールドの提供を行うとともに、定期的に行う市町村長等との意見交換の場を設けている。また、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 署に寄せられる国有林に対する各種要望・意見等については、相手の身になり、親切丁寧な対応を取っている。また、さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容充実等に取り組んでいきたい。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくように取り組んでいるが、その内容が一般に分かりやすい内容とはなっていない。このため、今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。 国有林モニターの応募は現状ではまだまだ限られており、応募者が広がるよう市町村広報紙への掲載などの工夫を行っている。 宝塚自然休養林は地域の憩いの場として親しまれているが、案内表示が老朽化により見えにくい等不親切なものもあり、地域関係者ととも今後のリフレッシュ対策を検討していく。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	高性能林業機械を使用した列状間伐は、風倒木・林地崩壊等の危険性があるのではないかと指摘されたことについて、低コスト生産システム作業道作設基準等の定着を図ると共に、地域林業関係者と連携を図り、研修会等を通して普及と理解を深めていく。

業務再点検結果報告

部署名		奈良森林管理事務所		
部署の業務内容		国有林野の管理経営、治山事業(国有林での実施を含む)の実施等		
項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>事業の発注に関しては原則一般競争入札とし、公平性を保っている。また、一般国民に対しては、真に国民の森林となるよう開かれた国有林を目指している。具体的には積極的な森林ボランティアの受入や国有林をフィールドとした森林環境教育等の支援、各種PR行事に取り組み好評を得ている。</p> <p>重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。その他一般的な危険木、迷惑木等の処理などの苦情については、個別に足を運び現地確認を行ったうえ誠実に対応している。なお、その対応記録は、担当のみではなく所内回覧し、所全体での意識の共有を行ったのち、保存している。</p> <p>地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般の方が興味を持ちやすい内容とはなっていないため、あまり意見がよせられていないのが実態。従来から設置されている県との協議会や各事業(古事の森、巨樹巨木等)の協議会では、国民の意見を十分に反映しているとは言いがたい。当所では、著名な国有林や里山的に地域に近い存在の国有林において、地元住民や利用者、ボランティア団体、自然保護団体、関係行政機関等で構成する協議会を立ち上げて、利害の異なる意見等を出し合いながら施策に反映していく考えで準備を進めている。</p> <p>森林整備に関する事業、復旧治山に関する事業を実行しているが、どちらも事業の適正な実施が国民の環境等の改善や保全につながるのと同時に、業の振興にも寄与していると考え。今後は、事業実行による効果等を広くPRしていく考え。</p>
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○		
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○		
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<p>食の安全に関する事項はなかった。</p>
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	-		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	-		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	-		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	和歌山森林管理署
部署の業務内容	国有林の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	民間から依頼のある間伐等の指導、市町村から依頼のある森林関連のイベント参加、その他各種のイベント実施を通じサービスの提供をしている。また、自然保護団体等の意見を取り入れた諸対策の実施に努めている。 署によせられるクレーム等は、上司に報告・相談するとともに担当課が中心になり誠実な対応を行っている。 当署では行政、民間とタイアップしたイベントを多数開催している。また、自然保護団体とも森林の取扱いについて検討会等を開催している。そのほか低コスト路網の研修など、直接・間接に林業に関するPRを行うなどを通じて説明責任を果たすよう努めている。 当署では、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標に、地域林業の振興に応えるとともに、適切な森林整備による森林の多面的な機能の発揮に努め、国土保全や水源かん養、二酸化炭素の吸収源対策等に貢献していると認識している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
			現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
特になし。	
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への対応	

業務再点検結果報告

部署名	鳥取森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	ふれあいの森林や遊々の森等の森林とのふれあい体験活動への協力、森林・林業の各種イベントに参加し情報・サービスの提供及び参加者との意見交換を行うと共に、定期的な地元市町村長との意見交換の場の設定、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を活かした森林づくりの取り組みを進めている。 重要な緊急情報を円滑かつ速やかに局及び関係者に伝達し情報連絡及び対応する方法はルール化されている。 国有林に対する意見等は、案件ごとに局担当課と打合せし、必要に応じて他の行政機関等とも調整し対応しており、特段の問題はないと考えられる。 地域管理経営計画の公告縦覧では、要縦覧窓口を開設して多くの意見をいただけるよう取り組んでいる。 特に鳥取市街地に位置する鳥取自然休養林は、多くの市民から憩いの場として親しまれており、歩道整備等の実施をしているが、より分かり易い案内表示やガイドブック作成等を地域関係者と共に検討していく。また、さらに広く国民に情報が迅速に伝達されるように、ホームページの表示内容についても改善していく。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況

業務再点検結果報告

部署名	島根森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当署では、定期的に市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。また、小中学校生・高校生を対象とした森林教室等への職員派遣の協力要請に対し丁寧な対応に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署に寄せられる苦情・要請等は少ないが、緊急情報については、迅速かつ正確に局・署幹部へ伝達・対応する方法はルール化されている。また、署のみで対応可能な意見等は案件ごとに署担当課で、上局の判断が必要な意見等については上局担当課の指導を受けて迅速・丁寧に対応することとしている。特に、小中学校・高校の児童生徒を対象とする森林教室の実施など地域からの各種協力要請に応じて対応に努めており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当署では、定期的な市町村長等との意見交換の場において国有林の主要事業を含めた森林・林業政策について説明し、各事業へ地域の意見を反映させることとしている。また、不特定多数の方々が訪れる国有林(レクリエーションの森等)については、憩いの場として親しまれるよう地元NPO等の協力を得ながら案内板の整備を進めている。今後とも案内板設置に当たっては広く意見を聴きながら必要性について検討することとする。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	島根県では森林資源の充実を背景として、木材の安定的かつ計画的な供給を通じた地域産業の振興への期待が高まっている。当署では、近畿中国森林管理局長と島根県知事等の間で「森林整備に関する覚書」(基本協定)を締結し、これに基づく各地域の「森林整備推進協定」(属地協定)により民有林と国有林が連携した森林共同施業団地を設定して施業を集約化し、効率的な森林整備や木材生産を目指す「地域の森林づくり」に民・国が一体となって取り組んでいる。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
			現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×

項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。		—
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	業務の見直し	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—		
	業務の見直し	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—		
	業務の見直し	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—		
	業務の見直し	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	業務の見直し	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—		
	業務の見直し	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	業務の見直し	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
影響可能性の確認	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
			食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
民有林施策で取り組む木材生産団地化の推進に国有林との連携は重要な位置づけにあり、団地化の推進に向けた協力をお願いしたい。	平成19年5月18日に「森林整備に関する覚書」を締結して各地域で「森林整備推進協定」が締結できる仕組みづくりを県等と連携して構築し、民・国連携の森林共同施業団地の設定に取り組んでいる(平成20年度末設定見込み:18団地、面積8,186ha)。
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	岡山森林管理署
部署の業務内容	岡山県内の国有林野の管理経営、治山事業の実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	県内の国有林野所在市町村長等との意見交換の場を設け、地元意見を業務に反映させており、「国有林モニター制度」も活用しながら国民の声を管理経営に活かせるように努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等で直接来られた場合は、必ず複数で対応することとしており、署で対応できない場合は、上局に速報するなど正確な判断と迅速な対応に心掛けている。また、電話対応についても職員研修をするなど国民へわかりやすい対応をするように取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	市町村長等との意見交換の中で事業説明をするなどで意思疎通を図っている。個別事業で地元に関係する事業については、その都度説明し円滑な事業の推進に努めている。また、各種イベントで企業、ボランティア団体との交流を深め、国の施策について意見交換をしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	岡山森林管理署は、保安林の整備をしつつ公益的機能を重視した管理経営を行い、岡山県北部の地場産業である木材産業育成のため、森林整備の一環である間伐を実施し、地域材として木材を安定・持続的に供給する中で、地域産業の振興と消費者の需要に応えることとしている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての見直し	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	広島森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>広島北部署と合同で広島県内の国有林野所在市町村長から森林・林業、国有林野の活用等に関する意見、要望等を聞く場を設けるとともに、地元広島市の各区役所と連携しながら、武田山国有林のボランティアによる保全活動等に対する支援、また、宇品山国有林を活用したアースミュージアム構想の検討会に積極的に参画・支援している。</p> <p>また、一般市民、企業、各団体等の森林環境教育、ボランティア活動等において、フィールドの提供、指導等を行っている。</p>
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<p>食の安全に関する事項はなかった。</p>
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	広島北部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	学校の要請に応えての出前森林教室。自治体、学校等からの要望に応えた森林環境教育、イベントへの参加。自治体が抱えているゴミの不法投棄問題に対応して、クリーン作戦の実施等、地域から一定の評価を得ていると考えている。 苦情に対しては、その日の中に当該者の意見を聴く即応体制はできている。地域的な課題として、事業実行箇所の下流に水源がある場合の濁水防止対策がある。このため、林内作業路(集材路)作設に係る事業費を加算する仕組み等の検討が必要。また搬出等に絡んだ道路破損への対策として、地元自治体との合意形成、補償の基準、予算措置等の検討も必要と考える。自治体によっては、生活道路でもある林道の通行確保を要望する声があるため、安全確保の観点から、全森林事務所において、林道沿線の松枯れ調査を実施している。 当署の事業内容については、ホームページに掲載するなど積極的に情報提供を行っているところであるが、国民から見れば、民間企業のコマニヤルに較べれば国有林のPRは不足していると思われる。19年度のモニター会議では、緑の募金、ふれあひ事業、森林整備についてはPRが不足しているとの意見もある。広島県下では、路網作設については民有林の林道で生態系崩壊を理由に反対運動が起きている事案もあり、近年の国有林においては、路網作設は環境負荷の少ない作業道へと変化していることをPRする必要もある。一方、地域管理経営計画の公告縦覧などにより、国民の意見を反映する制度ができあがっている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×		
部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。		×		
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×		
			間伐の実施や、ロットの拡大等により、地域の林産業及び消費者ニーズに応えている。	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省(署)へお寄せいただいたご意見の業務への反映	温暖化対策の推進。 森林環境教育、体験活動の指導及びフィールドの提供。
	温暖化防止のため、従来の国有林の森林整備(間伐)を更に充実するとともに、隣接民有林と共同施業団地を形成し、効率的な森林施業を推進している。 出前森林教室の実施。ふれあひの森。遊々の森のフィールド提供と活動支援。

業務再点検結果報告

部署名	山口森林管理事務所
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	有志協議会を定期的開催し地元市町村長等との意見交換の場を設けるとともに、国有林野事業の管理経営をより国民に開かれたものとするため「セラピー基地制度」を利用し国民の声を聞くように努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	所に寄せられる苦情、要請等は少ないが、所長と相談して速やかに対応を決定していいし案件ごとに個別に回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	所で直接国民に政策を説明し、国民の意見を政策に反映する場は限られている。 地域管理経営計画案の公告縦覧してきたが、さらに国民にわかりやすく情報が伝わるよう、取組目標や目指す姿等を明確にするなどを内容の改善を工夫していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、間伐等で生産された材は消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっている。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	森林技術センター
部署の業務内容	森林・林業に関する技術開発及びその成果の普及

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	新見市シルバー人材センターからの依頼によるチェーンソーの取扱講習会の開催や地元小学生の森林教室、高校生の就労体験の受け入れ等地域と積極的に接することで国民各層からの要望に適切に対応している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されており、特段の問題はないと考える。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域林業のニーズを把握するため、森林・林業技術開発推進検討会を開催するなど、森林・林業関係者の意見を業務に反映するよう取組をおこなっている。また、出された意見等については、現地の業務に活用し得られた成果については、地域にフィードバックできるよう普及に努めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	森林技術センターの業務内容からして、特定の分野、団体等と予算や権限等について直接関係する業務はない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	食の安全に関する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に関する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	